

アーカイブズ関係機関協議会について

平成19年5月23日

協議会構成員申合せ

- 1 アーカイブズに関する社会的な関心を高めるとともに、我が国のアーカイブズ活動の発展に資するため、関係機関・団体間の連携・協力の場として、アーカイブズ関係機関協議会（以下「協議会」という。）を設立する。
- 2 協議会の構成員は、次の機関・団体の代表者とする。ただし、協議会は必要があると認めるときは、構成員を追加し又は構成員以外の者を出席させることができる。また、協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

ARMA International 東京支部

企業史料協議会

記録管理学会

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会

独立行政法人国立公文書館

日本アーカイブズ学会

社団法人日本画像情報マネジメント協会

日本歴史学協会国立公文書館特別委員会

- 3 協議会は、次に掲げる事項について連携・協力を図る。
 - (1) アーカイブズの普及啓発・広報活動
 - (2) アーキビストの能力開発・スキルアップ活動
 - (3) アーカイブズに関する調査・研究活動
 - (4) その他協議会が必要と認める活動
- 4 協議会の庶務は、協議会において決定された関係機関・団体において処理する。
- 5 その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において決定する。